３）平成18年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑹の同種工事の経験を有する者であること。又は、平成18年４月１日以降に元請として完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が上記⑹の同種工事の施工実績を有していること。

ただし、配置予定技術者として満40歳以下の若手技術者を配置し、かつ平成18年４月１日以降に上記⑹に掲げる同種工事の経験を有する専任補助者を配置する場合に限り、配置する若手技術者に求める平成18年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した同種工事実績は以下のとおりとする。

㋐　トンネル工事の施工実績

なお、平成18年４月１日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）、介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「産休育休等」という。）を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者を含む全ての構成員の配置予定技術者が上記の要件を満たしていること。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了を有する者であること。

５）本工事は、建設業法第26条３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

６）配置予定技術者に加え、専任補助者を配置する場合は、当該工事に専任で配置できること。

なお、専任補助者は、上記１）～４）に掲げる基準を満たすこと。また、本工事に申請できる専任補助者は１名のみとし、専任補助者を２名以上申請した場合は、競争参加資格がないものとする。

⑼　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　本工事に事業協同組合または協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価は、次のとおりとする。

㋐　一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ⅰ　一次審査１）～３）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点30.0点）

㋑　二次審査における加算点の算出においては、下記Ⅱ　二次審査１）～２）及び一次審査３）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点90.0点）

Ⅰ　一次審査

以下の項目１）～３）における審査評価点の合計の上位15者までを選抜する。ただし、15番目の審査評価点が同一の者が複数いる場合は、その者全ての者を含む。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中国地方整備局総合評価審査委員会において審査の上、２⑹の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）企業の能力等（審査評価点）

①　申請書に記載された同種工事の実績について評価する。

②　トンネル覆工コンクリートの長期保証に対するインセンティブについて評価する。

③　ワーク・ライフ・バランス等推進企業について評価する。

④　本工事において労務費見積尊重宣言をした場合について評価する。

２）技術者の能力等（審査評価点）

配置予定技術者に加え、専任補助者を配置する場合は、当該工事に専任で配置できること。

なお、下記①は専任補助者の能力を評価する。ただし、配置予定技術者が審査基準日の時点で満41歳以上の場合は、専任補助者ではなく、配置予定技術者で評価する。

①　申請書に記載された同種工事の実績について評価する。

ただし、平成18年４月１日以降に産休育休等を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

②　配置予定技術者が審査基準日の時点で満40歳以下の若手技術者の場合、若手技術者配置の有無について評価する。

３）技術提案（具体的な施工計画）（審査評価点（加算点））

①　トンネル本体工における生産性向上に関する施工計画　トンネル工事においては、省人化や作業工程の短縮を図ることで大きく生産性を向上する必要があるので、次の「トンネル本体工における生産性向上に関する施工計画」を評価項目とする。

○トンネルの掘削は、工事全体に占める割合が大きいため、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用により、安全性の確保及び施工の効率化など実現性が高く合理的な施工方法を採用することに留意する必要がある。

Ⅱ　二次審査（選抜された者）

一次審査で選抜された者で、下記４⑷２）の期間内に技術提案（具体的な施工計画）及び標準案による技術的所見（施工計画）を提出した者を対象に実施する。

本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性　「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性　「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。